

IASBがIFRS第15号の発効日を延期する修正を公表

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

本IFRS in Focusは、2015年9月に公表された「IFRS第15号の発効日」（IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の修正）を要約したものである。

要点

- IASBは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の発効日を2018年1月1日に延期する修正を公表した。
- 新たなIFRS第15号の発効日は、米国会計基準で報告する企業の新収益基準と基本的に一致している。
- IFRS第15号の早期適用は引き続き認められる。

なぜ本修正が公表されたか？

IFRS第15号の公表後、IASBと米国財務会計基準審議会（FASB）は、新収益基準の挿入を支援するために収益認識に関する共同の移行リソース・グループを設置した。グループにおける議論の結果、IASBは、2015年7月に公開草案「IFRS第15号の明確化」を公表した。当該修正案とIFRS第15号を同時に適用することを可能にするため、IASBは、本基準の発効日の延期を決定した。

延期のその他の理由には、IFRS第15号の当初の公表が遅れたため、財務諸表作成者に追加の導入期間を提供することや、米国会計基準における新収益基準（ASU 2014-09）の発効日と基本的に一致する発効日を維持することがある。

本修正で導入される変更は何か？

本修正は、IFRS第15号の強制適用日を2017年1月1日以後開始する事業年度から2018年1月1日以後開始する事業年度に変更する。IFRS第15号の早期適用は引き続き認められる。

見解

2015年8月12日、FASBは、会計基準更新書「顧客との契約から生じる収益（トピック606）：発効日の延期」を公表し、米国会計基準で報告する公開企業及び非公開企業の新収益基準の発効日を1年延期している。早期適用は、本基準の当初の発効日（すなわち、2016年12月15日より後に開始する年次報告期間）時点でのみ認められる。

以上